

## 建設工事における入札延期の手続きについて

### 1 入札延期の手続きについて

建設工事の入札公告後、応札予定者からの質問等により積算誤りが判明し、入札が中止となる事案が生じ、事業者への不要な負担及び事業実施の遅延による市民サービスへの影響が生じていることから、一定の条件に合致するものに関しては設計額を修正し、入札を延期することができる手続きについて定めるものです。

### 2 適用する入札方式

市が発注する建設工事で以下のもの

- ① 事後審査型一般競争入札
- ② 総合評価落札方式
- ③ 条件付一般競争入札

### 3 入札の延期ができる場合

設計額の修正により入札の延期ができる対象は、以下の全てを満たす場合

- ① 修正が容易で軽微なもの
- ② 入札参加資格要件（業種・事業者ランク・地域要件など）が変更しないもの
- ③ 工事施工の主要部分について、大幅な変更とならないもの
- ④ 設計額の 10%程度以内のもの

### 4 入札の延期の方法

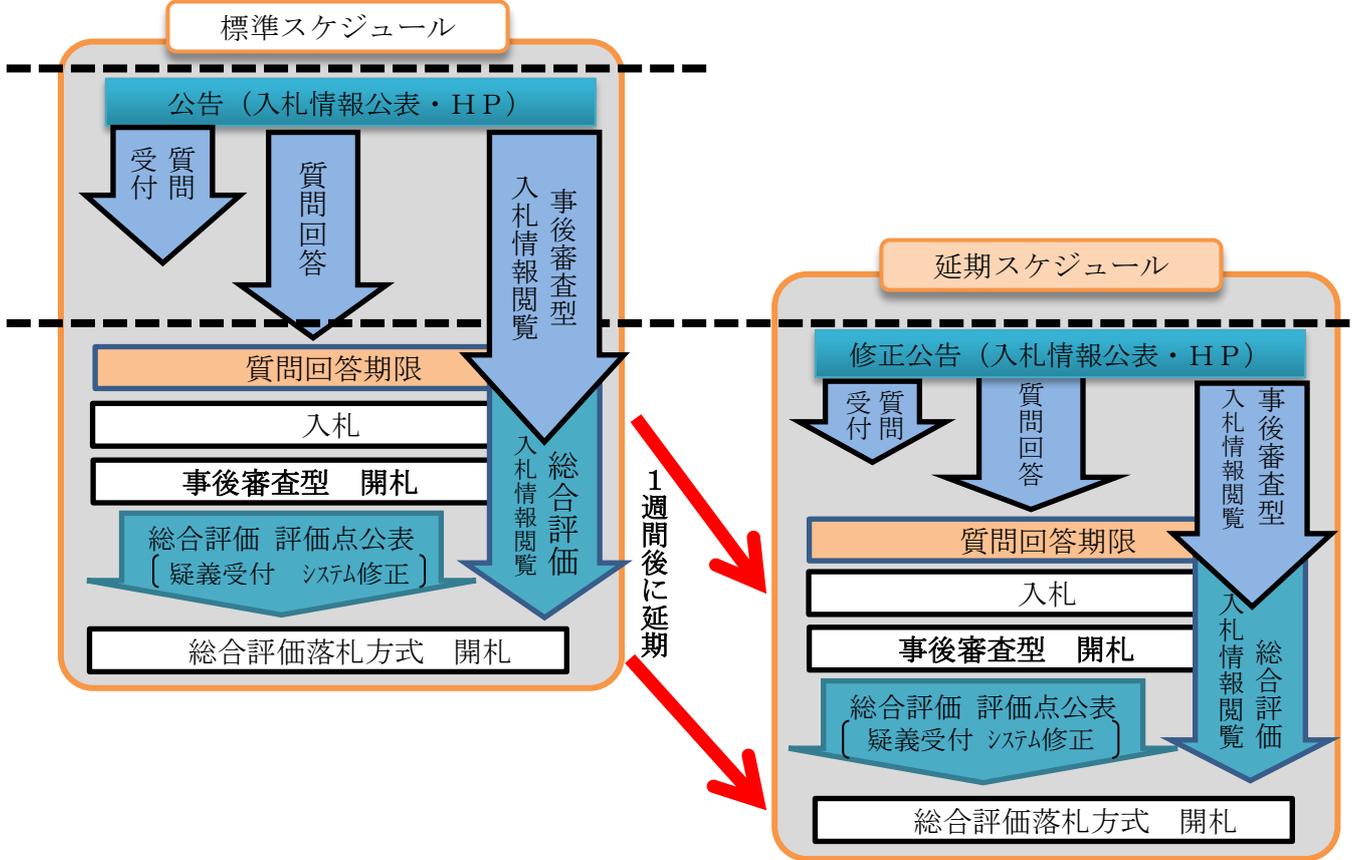
- (1) 当初公告した入札日及び開札日を 1 週間後に延期し、再度質問受付期間及び質問回答期間を定めます。
  - (2) 修正した公告及び設計図書等について、入札方式により、それぞれ次の該当する日に市ホームページ並びに入札情報システムに掲載します。
    - ① 事後審査型一般競争入札及び総合評価落札方式は、当初の入札日の前々日
    - ② 条件付一般競争入札は、当初の入札参加申請受付開始日の前日
- ※ 修正公告後、再度、設計額の修正の必要が生じるなど、適正な入札事務遂行に支障を来す場合は、当該工事の入札を中止します。
- (3) 今回の入札延期手続に当たり、条件付一般競争入札について、従前、質問受付期間中に行っていた入札参加申請受付を質問回答期限後に時期を変更します。

### 5 適用時期

平成 30 年 1 月 1 日以降、入札公告をする契約から適用

# 入札延期によるスケジュール

## 事後審査型一般競争入札及び総合評価落札方式



## 条件付一般競争入札

